

公益財団法人こうべ市民福祉振興協会 内部通報制度について

当協会職員及びその他関係者は、内部通報対象行為がある場合は、内部通報窓口にその旨を通報することができます。

通報の処理にあたっては、通報者の秘密を守りながら必要な調査を行うとともに、是正・再発防止を行うことで、組織の自浄作用の向上を図ります。

内部通報対象行為

当協会の事務又は事業に係る次に掲げる行為で、所属長やその上司、経営管理課への相談等、他の方法では是正・防止が行き難いと考えられる場合

- ① 法令(神戸市条例及び同規則等含む)に違反する行為

〔例〕 収賄・手当の不正受給、個人情報の不適切な取扱い 等

- ② 職務の執行に当たって遵守すべき、要綱、要領その他の業務に関する規程又は職務上の命令に違反する行為

〔例〕 不適切な経理処理、パワハラ、セクハラ 等

- ③ 放置しておくことにより①又は②の行為につながるおそれのある行為

内部通報を行える者

- ① 当協会で勤務する職員(固有職員、再雇用職員、契約職員、嘱託職員、パート職員、神戸市派遣職員、人材派遣職員、その他出向職員)又はその退職者
- ② 当協会評議員及び役員(理事・監事)又はその退任者
- ③ 請負契約その他の契約に基づいて事業を行う者又はその事業に従事している者及び退職者

通報の基本原則

- ① 通報及び相談を行ったことを理由とした不利益取扱を受けません(違反通報である場合を除く)。

不利益取扱を受けたときは、是正を申し出ることができます。

- ② 通報に関する秘密は守られます。

- ③ 通報に当たっては、客観的かつ具体的な根拠を示して内部通報等を行う場合を除き、氏名及び所属を明らかにする必要があります。

※ 内部通報の通報・相談先となる「内部通報窓口」は、外部の弁護士です。

通報者の氏名を含む個人情報については、「内部通報窓口」限りとなり、当協会に伝達されることはありません。

- ④ 通報者及び相談者に不利益取扱をした場合や、違反通報(自己の利益を不当に得る目的、他の職員を誹謗中傷する目的その他第三者に損害を与えることを目的とした通報)をした場合は懲戒処分の対象となります。

不服等の申立て

内部通報に係る決定、調査内容及び結果、是正措置等に関して不服等がある場合は、それらについての通知を受け取ってから 90 日以内に、経営管理課長に対して不服等の申立てを行うことができます。

不服等の申立てを受けた案件の取扱いに際しては、第三者である弁護士の意見を聴取したうえで再度検討し、決定します。

内 部 通 報 窓 口

岡 香里 弁護士

(D T 弁 護 士 法 人)

Eメール

koeki@tohmatsu.co.jp

電話番号

03-6870-3300

| 受付日時 |

月曜日～金曜日(休日、年末年始等除く)

10:00～17:00

郵送先

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 8 階
D T 弁護士法人